

第百十二回国会 衆議院 科学技術委員会 議 録 第 四 号

昭和六十三年四月十二日(火曜日)

午後三時五十分開議

出席委員

委員長 大坪健一郎君

理事 榎本 和乎君

理事 若林 正俊君

理事 貝沼 次郎君

唐沢俊二郎君

竹内 黎一君

上田 利正君

村山 喜一君

矢島 恒夫君

出席國務大臣

國務大臣 伊藤宗一郎君

科学技術庁長官 見学 信敬君

科学技術庁原子力局長 松井 隆君

科学技術庁原子力安全局長 石塚 貫君

科学技術庁原子力安全局長 緒方謙二郎君

委員外の出席者

警察庁警備局警備課長 太田 利邦君

法務大臣官房参事官 東條伸一郎君

外務省国際連合局原子力課長 中島 明君

科学技術委員会調査室長 西村 和久君

四月六日

放射線被曝線量基準緩和反対等に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第二七三三号)

第一類第十三号

科学技術委員会議録第四号

昭和六十三年四月十二日

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○大坪委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田利正君。

○上田利正委員 一九七九年、国際原子力機関、IAEAは核物質防護条約を採択をしまして、条約加盟国に国際核物質輸送上の犯罪防止対策を求めまいりました。それは、一九六八年、昭和四十三年二月二十六日に日米間で日米原子力協定が調印されておったときでもありません。

我が国の原子力委員会は、このような情勢の中にありまして、一九八一年、昭和五十六年三月二十日に核物質防護指針を決定をいたしました。その主な内容は、この中にもございますように、「関係行政機関において、必要に応じ核物質防護に係る法令整備等の体制整備を進める」ということが一つでございます。二つ目は、核物質防護条約については、批准に備えて国際動向に留意しながら諸般の整備を進めると、こういうふうな核物質防護指針を決定をいたしましたわけでございます。それから更に六年間、日米原子力協定改定交渉が行われたのでございますけれども、なかなか難航い

たしまして、昨年の十二月に、御案内のように、昨年の二月核防護条約の発効条件である二十一カ国の批准がなされたわけでございますけれども、これを理由にいたしまして、原子力委員会として核物質防護条約に加入することなどの四項目の基本方針を定めたわけでございます。このような決定を受けて政府は今回の一部改正の法案を提案する運びになった、こう理解をしておるわけでございますけれども、そのことを前提にしながら質問をいたします。

一つは、五十六年の三月に原子力委員会が核防護指針を政府に示しながら、先ほど申しましたように、今日まで実に六年以上もの長期にわたりました法改正の提案が政府側からなされず、言葉が過ぎるかもしれないが、一応放置をされたような形になっております。何かこの裏には重大な理由が存在しておるからではないか、こう私は思うわけでございますけれども、なぜこのように原子力委員会が指針を決めながら条約締結あるいは法改正ができなかったのか、これをまず明らかにしていただきたいと思います。まずその点から政府側の見解をお聞きをしたいと思います。

○石塚政府委員 お答えいたします。

ただいま先生、日米原子力協定につきまして言及なさいましたけれども、確かに昨年十一月四日に新日米原子力協力協定というものが両国間において署名されたという事実はございます。しかしながら、この核物質防護条約への加入というものがこの新日米原子力協力協定を実施する際の条件とはなっていないわけでございまして、新日米原子力協力協定とこの核物質防護条約というものは関係がございません。この日米協定と核物質防護条約の間には何ら関係がないということでございます。

また、核物質の防護に関する条約については、加入のために必要な条約の解釈等について検討を進めると同時に、加入のために必要かつ適切な国内法体制について検討を行ってきたところでございます。特に、同条約は核物質に係る犯罪行為の処罰義務等、刑罰関係の規定を有しております。この義務の遂行のためにいかなる国内法体制を整備すべきかということにつきましては、他の締約国の国内法の制度等の調査も含めまして、慎重に検討する必要があるとして時間を要してまいりました。このほど政府内部におきまして所要の検討を終了いたしましたため、かつ同条約は昨年二月に発効したこともございまして、今国会において条約の承認を求めるところとしたものでございます。

今回の法改正では、以上の検討結果をも踏まえまして、核物質防護条約への加入に際し、我が国における核物質防護体制をさらに万全なものとするため、法令上核物質防護を明確に位置づけることとしたものでございます。

○上田(利)委員 今局長から御答弁いただきましたけれども、私思うに、いわゆる核保有国家、あるいは軍隊による核物質の管理・使用体制、こういう国と、御案内のように世界に誇る平和憲法と核兵器を持たず、つくらず、持ち込まずといういわゆる非核三原則、これを持っておる我が国の中で、片方はそういう形の体制、我が国は平和を原則とした原子力利用、こういう中でどう

いう形でこの法案をつくっていくのか、そういう点で六年もかかったのじゃないか、こう私自身としては思うわけでございます。

私、甲州でございまして申し上げますけれども、木へ竹を接ぐという言葉がございまして。木も竹も甲州には多いのですけれども、同じような植物であるが相入れられない。接ぐとしても接ぐことができない。接いでも育たない。そういう関係と申しますか、矛盾があつて今日まで法改正ができていなかったのではないかと。逆に言いますと、そういう点では法の内容についても問題があるのではないかと、こう実は私自身が思ったわけであります。

核ジャック、これは絶対に許すことはできない犯罪行為であることはもう当然であります。だからといって、核ジャックを防止するんだということとを前面に掲げて、そして今回このような法律系で国是であるところの非核三原則が侵されるということになると、これも大変なことでございまして、けれども、私自身はこの辺は非常に大きな疑問を持つておりまして、我が国の原子力の平和利用が根本的に崩れていくのではないかと、こう思うわけでございまして。その点について説明を願いたい、こう思うわけでございます。

○石塚政府委員 今回の法改正は、先生御承知のとおり、核物質防護条約といったものに加入するため必要な手当て、それから原子力委員会が昭和五十六年に定めました核物質防護についての指針、そういったものを法制化するという内容になっております。

もちろんこの核物質防護条約にしても原子力委員会が決めた核物質防護の指針にいたしましたけれども、それらはすべて国際原子力機関、IAEAの場で検討されたものでございまして、そのIAEAの場には、核軍備を持つてゐる国のみならず、日本あるいは非核兵器国、大勢の国が集まつてこの条約それから指針といったものを検討した結果でございまして。また、原子力委員会が決めた日本の指針は、そういった国際機関で定めま

した指針というものを我が国に適切に適用するという観点から専門部会で検討した結果、指針を作成したものでございまして、そういった意味におきまして、先生御懸念のような形で制度、そういったものを法制化するというものでは決してございせんので、御理解をいただきたいと思います。

○上田(利)委員 私今申し上げましたように、核ジャック等によりまして核物質の不法な兵器転用が行われる、その結果世界における諸国民の平和と安全が脅かされていく、こういうことはいかなる理由があろうとも絶対に容認はできない、こう思うわけであります。

このことを裏返しにして考えてみますと、我が国はそういう条件にございせんけれども、合法的に膨大な量の核兵器を製造し、配備をして世界の国民の平和と安全を日々脅かしている核兵器保有国にも、これは向けられなければならないことは当然であると思つてございまして。すなわち、ちまたで言われておりますように、核抑止政策にも向けられるのが当然だと思つてわけですけれども、この辺は長官どうにお考えになつておりますか、所見をちょっと賜りたいと思つております。

○伊藤国務大臣 国内におきましてもこれから原子力施設で核物質の取扱量がふえる趨勢にあるわけでございますし、また、今お話しのとおり、国際的にも核物質が運搬その他の方向に向かつておるわけですから、国内的にも国民の健康や生命、あるいはまた公共の安全を守るためにも、こういう条約、またこういう法律を成立させて、国民の健康、生命を守る、また国際的にも、我々は原子力先進国でございまして、核物質を核ジャック等からしっかりと守るようには、この条約にも加入をし、またそのための国内法の整備を図りたいというのが今回の我々の考え方であり、また趣旨でございまして。

○上田(利)委員 ちょっと議論がかみ合わないようでございますけれども、時間の関係で次に移ら

していただきます。

次の質問は、花崗岩地層であつて高レベル放射性廃棄物の処分候補地ということで巷間うわさをされております岡山県の哲西町が、三月三十一日に、ここに書類がございまして、放射能汚染物の持ち込み拒否宣言を採択した、こういうふうな言われておりました。このことは事実かどうか、まずお尋ねをしたいと思つております。

○松井政府委員 岡山県の哲西町におきまして、放射性廃棄物の持ち込み拒否宣言でございまして、その新聞報道は私も承知しております。ただ、その詳細な内容については承知しておりませんけれども、新聞報道ではそういうことがあつたというところを見ております。

○上田(利)委員 ここにその全文の内容があるわけでございますけれども、これは読んでもしようがないのでから申し上げません。

実は、我が山梨のことを言つては申しわけないでございまして、いわゆる核の脅威から自治体を守つていかなければならぬ、あるいは住民の生活と生命、財産を守つていかなければならぬ、こういうことで昨年、山梨におきましては六十四の自治体がございまして、この自治体がすべて非核平和自治体宣言というものを採択をしております。県そのものも非核平和県宣言というものを採択をしております。核が持ち込まれては大変だという形の中から、今全国的に非核平和自治体宣言というものが広まつてきております。

これが我が国のような原子力基本法に基づく平和利用、あるいは安全を必ず守る、そして民主、自主、公開、こういう原則に基づいてということであればそういう脅威感を持たないのではありませんけれども、いわゆる軍事に使用している核というものが世界に多いわけでございますから、そういう中から自治体がそういう非核平和自治体宣言というよりな形で核の脅威から生命と財産、そして住む町を守ろう、こういうことでそういうものが出てきてきております。言つてみますと、自治体そのものが責任を持つて防護しようという意思結果

の結果、そういうものがあらわれてきているのではないかと私は思うのでございまして。これらにつきまして長官はどのようにお考えになつておられますか。

○伊藤国務大臣 我が国の原子力開発利用につきましては、改めて申し上げるまでもございせんけれども、原子力基本法に基づきまして、平和の目的に限つてこれを進めてきたところでございまして。また国際的にも核兵器不拡散条約を批准をするなど、我が国の原子力の平和利用に徹する姿勢を内外に明示をしております。さらに、核兵器につきましては従来から、先生も再三お述べになりましたけれども、いわゆる非核三原則を国是として堅持をすることを明らかにしております。このことは我が国の一貫した政策でございまして。

先生御披露の地方自治体における非核平和宣言につきましては、その詳細を把握はしておりませんが、けれども、原子力行政を預かる我々としては、今後とも原子力基本法の精神、非核三原則の通りまして、平和の目的に限り原子力の研究、開発、利用を推進してまいる所存でございまして。

○上田(利)委員 大臣の答弁のように、ぜひ平和利用に徹していただくということを強く要望しておきます。

次に、プルトニウム空輸問題に関連しまして二、三御質問したいと思います。その一つは、プルトニウム空輸の輸送主体、これは軍か民間かというところになるわけでございますけれども、この輸送主体はどになるのか、またその器材の空輸による安全性については完全に確保できるのかどうなのか、この辺をまずお聞きしたいと思います。

○松井政府委員 二点御質問かと思ひます。一つは、プルトニウムを輸送するのはだれが行うのか、輸送主体の話だと思ひます。私どもこのプルトニウムの輸送主体については、当面やはり動力炉・核燃料開発事業団が実施主体になるものというふうに考えてございまして。もちろん将来は動燃事業団以外にプルトニウムのユーザーが出て

まいます。そういうことで将来どうなるかという問題もございすけれども、いずれにしろ、現在ブルトニウムを輸送して、そのニーズを持つておりますのは動力炉・核燃料開発事業団でございすから、まず当面動力炉・核燃料開発事業団が実施主体になるというふうに考えてございす。

それから、その次は輸送容器の安全性のお話だというふうに理解いたしますけれども、新しい日米原子力協力協定、これは現在国会で御審議いただいているわけでございすけれども、その実施取極の附属書五というところにいるとブルトニウムを航空輸送する場合の条件が書いてございす。その中に、一つは「輸送容器は、航空機の墜落の際にもその健全性を維持するように設計され、かつ、認定される。」という規定がございす。それでまず、先ほど申しましたように動力炉・核燃料開発事業団が当面実施主体になるものでございすから、動力炉・核燃料開発事業団が現在ブルトニウムの輸送容器の開発を進めてございす。

それで具体的に申し上げますと、これはアメリカの原子力規制委員会というところからかなり詳細な基準ができております。これは略称NUREG〇三六〇というナンバーのやつでございすけれども、そこで基準がございまして、その基準に合致するように現在開発しているというところとございす。この中身は、いろいろと詳しくなりますけれども、一番ひどい例で申し上げますと、飛行機が落ちた場合に、輸送容器もちゃんと健全で、中のブルトニウムが出ない仕組みであるかどうかというのをテストするわけでございす。例えば、普通、飛行機の場合FAAの規則で、空港近くは一万フィート未満で飛びなさい、かつまたそのときのスピードは四百二十フィート・パー秒にしないという基準がございまして、それに従いまして、メートルに直しますと、例えばそれが一秒間に百二十九メートルぐらいの速さを物をつけないさい、それでも壊れないということを確認しなさい、そういうような規則

がございす。

そういうものに合致した輸送容器が開発できるかどうかということが要点でございまして、そういった開発、これは日本ではそういった施設がございせんものですか、アメリカのサンディアというところの国立研究所がございまして、そこ

でいろいろと今開発テストを進めております。具体的には、一九八六年に一回、一九八七年に二回目という二回ばかりのテストをやりました。輸送容器が落ちてぶつかった場合にそこに集まる衝撃エネルギー、それを容器の外側が吸収するわけでございす。吸収して中のものは大丈夫というふうにしたいわけでございすけれども、そういうデータの集めてございす。二回目のテストの結果は、その中のブルトニウムの収納の健全性はかなり維持されてございまして、環境安全を確保するような輸送容器の開発の見通しを動力炉・核燃料開発事業団は得たというふうになってきてございす。ただ、もう少し難しい話は、現在NUREG〇三六〇でやっておりますけれども、昨年の十二月にアメリカの議会がマクスウィーさんの提案

するマクスウィー法が成立してございす。これはそれにさらに幾つかの試験をオンするような試験でございまして、具体的にそれをどういうふうにするのかという点については、それを実施するのにはアメリカ政府でございすから、アメリカの原子力規制委員会、NRCもまだ検討の過程でございまして、その辺がどういうふうな形でもって追加されるかという問題もまたあるわけでございす。

それで、一方日本といえども、原子力安全委員会の方におかれまして、そういった日本の基準をどうするかという点について、いろいろと調査を進めている段階でございす。いずれにしろそういった非常に難しい、非常に厳しい基準に従いまして、私どもは、もちろんそれは当然日本もアメリカもあるかもしれないし、それからフランスとかイギリスとか、そこから出てくるわけとございすから、そういうところの基準もあ

るわけでございまして、そういった各国の基準、法令、そういうものに従って、安全確保ができるということをお大前提にして進めたいというふうな考えでございまして、それに合った容器の開発を進めていこうというのが現状でございす。

○上田利委員 まあ内容につきましては今研究開発中であるということでお伺いいたしましたけれども、そのような毎秒百二十九メートルの衝撃を食ってもびくともしない、落ちても大丈夫だ、こういうことでより安全をということで、今アメリカにおきましてそういうテストをしながらやっているという状況でございすけれども、なかなかそういうことも、空を飛んで、それがミサイル攻撃を受けるとかさまたな状況で、最近の大韓航空機ではございせんけれども、まだどうなつたかもわからないという状況もあるわけでございまして、そういう点では空輸というのについては非常な危険が伴う。まあどこにも危険は伴うのですけれども、とりわけ空の場合には海と違って一発で、しかも我が国の低レベルの使用済み燃料の再処理のブルトニウムであれば、これは爆発しませんが、いいのですけれども、しかしそれが空から降ってくるということになりますと、今医学上も言っておられますように、もう非常な危険が伴う物質で、強力な形でがんになっていくということが立証されておるわけですから、そういう点ではこの輸送体制というものが非常に重要でございす。我が国が原子力の平和利用を行い、かつ安全でなければならぬという中で、今度は空から空輸するということになりますと、今度よりもこれは大変だ、こう実は私は考えているがゆえに、そういう点についての危険度は国民にも知らせながら十分対応していかなければならぬと思うわけでは

間、恐らく航空機の場合も民間航空機ということになると思いますが、軍用機ということとはございせんか。時にありますと、アメリカの書類などを見ますと、貨物輸送機のC5であるとかC14であるとかというようにいろいろ

ろなデータなんかで見えておりますけれども、そういうアメリカの軍用機によってということはないかどうか、その辺を再度明確にしておいてもらいたい、こう思います。

○松井政府委員 アメリカの軍用機ということは今考えておりません。

○上田利委員 それで、空輸の予定航路の内容でございすけれども、それぞれに検討されていると思うのでございす。日米で検討されておるその航路、三つか四つくらいあるのじゃないかと思うのでございすけれども、これについてひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○松井政府委員 輸送ルートはどこにするかということは、最終的には、ブルトニウムを航空輸送するときに輸送計画で明らかにする事項でございす。ただ現在、あるいは先生御案内だと思ひますけれども、アメリカ政府の部内でブルトニウムをヨーロッパから、つまりフランス、イギリスから日本に運ぶわけでございすけれども、いかなる国の上空も通過しないで、かつまたノーストックで飛行が可能ではないだろうか、こういうことを考えておるということもございす。それで、それに付随しましては、アメリカとしては近い将来それが利用可能になるといふふうに判断しているやに聞いております。したがってアメリカとしては、緊急時の場合は別といたしまして、ノーマルな飛行の場合には、米国の上空を通過せず、またどこの国も通過せず、公海上を飛んで日本に持つてこられる、こういうルートがあるということの可能性を大々考えておるようございす。

それで、もちろん日本としてもそういった事情を踏まえて、我が国にしてもこのルートが可能かどうかということについてはいろいろと確認を今進めているところでございす。その辺の確認がはつきりすれば、アメリカもアメリカの上空を通過しないでノーストックで行ってほしいという希望があるものですから、そういうものを我が方としても第一プライオリティーと申しますか、そういうふうな考えるべきである。その具体的なルート

でございすけれども、イギリスまたはフランスから北極を通過いたしまして、それからベーリング海峡を南下いたしまして日本に入ってくる、こういうルートで第一ブライオリティーに考えておる次第でございす。

○上田(利)委員 これは運輸省の関係は関与はしないのでございすか、こういう航路の関係は。

○松井政府委員 もちろん飛行機の場合には、それれどこの国の飛行機かという事はございすけれども、日本の飛行機の場合には、当然運輸省もこの問題については関与するということになるわけにございす。そういう意味で、私が今申し上げたのは、まだ運輸省と具体的に相談に入っておりませんけれども、今アメリカ議会で審議されている模様から見て、一つの可能性としてブライオリティーの高い路線としては考えられるのじゃないだらうか、こう申し上げた次第でございす。

○上田(利)委員 ノンストップが一番いいのじゃないかというところで今お話がございすけれども、今までのアメリカにおける空輸航路、これにつきまして日米の交換公文などの内容というふうな形の中から——まあ最良の案は、イギリスなりフランスからノルウェー海を通過して、先ほど局長が申しましたように、グリーンランドの沿岸の東外側を渡って、北極を経由して、ベーリング海峡からソ連沿岸のやはり東外側を渡って日本に入ってくるルート、これの航路距離は約六千六百マイル、こういうふうに言われておるのです。この航路が一番安全だということ、どこの国も通らないというふうなことでございすけれども、果たして今日の旅客機を見まして、ボーイング747の改良型をというふうなことを考えておられるようございすけれども、これを見まして七千マイル近い航路距離という事はできない。どこかで給油しなければいけない。給油の場合については、アラスカを通過していったらどうかというふうなところの中で、アラスカ州を初め絶対これは反対だ、気象条件も悪いし危険であって、一步ともアラス

カへ入れない、こういうふうなマコウスキーのあれもございまして、それも挫折をしてきておるというふうな状況でございす。

その他二つ三つの航路の問題がありすけれども、今の日米の中で考えている航路というのは、局長が申しましたような形の中で、最長距離であるけれどもこの国の上空を通過しないで海上を通過、ほぼその点で航空機の開発を含めてすべての準備が進められておる、こういうふうな理解してよろしうございすか。

○松井政府委員 まだ新しい、例えば先ほど先生御指摘のボーイング747-400という飛行機は実際には世の中にはないわけにございまして、そういう意味で、そういったものの開発状況を見なければいけません。つまり、どの程度まで性能が保持されるかという問題がございす。私も聞いているところでは、これは空荷で大体どのくらい航路距離があるかというところで申し上げますと、幾つかのタイプがございまして、旅客機については大体八千海里弱ぐらいであるというふうな聞いております。それからコンビ、つまり貨物とお客さんを両方運ぶタイプ、これについては約八千海里強というふうな聞いております。そういった幾つかの性能仕様がございすけれども、いずれにしてもこれはこれからできる飛行機でございすものですか、まあその辺の距離があれは日本にも運べるのではありませんかというふうなことを調査をしております。しかし、いずれにしても今いろいろと調査をして確認している段階でございすものであります。まだはっきり断定的に申し上げる段階ではないというふうな御理解いただきたいと思ひます。

○上田(利)委員 そこで、これが空輸される、安全でかつ危険のない区域を通過してイギリスやフランスから日本に来るわけにございすけれども、その場合に、我が国におけるブルトニウム受け入れ空港はどこにするのか、これが一つの大きな問題になるわけですね。さあどこにするのか。ちなみに、三沢がいいんじゃないかとかいろいろいふ形が言われておるわけにございすけれども、こ

れらの候補地については、当然我が国の自主、民主、公開の原則に基づいて環境影響調査を何カ所かずつとやって、そしてそれを公開をして、これだからこの空港で、かつ、こういうことで安全でございすよ、こういうものを明確にしていかなければならぬのじゃないかと思うのです。この環境影響調査などについてはどんなふうな考えておられるか、ちょっとお聞きをしたいと思うのであります。

○松井政府委員 先ほど御説明いたしましたけれども、ブルトニウムを輸送する場合に、航空機事故が万が一起きてもそのブルトニウムの収納健全性が確保される、それでしたがって環境の安全を確保する、こういうような輸送容器を開発する、こういう考えで進んでいるわけにございす。

それで、先ほど申しましたように、動燃事業団がいろいろとそういった容器を開発している過程でございまして、またさらに、当然実際に輸送するに当たっては我が国の基準と申しますか、関係国の法令、基準等にも合致した格好で、安全確保を大前提に進めるといふふうに今考えている次第でございす。したがって、基本的には私もブルトニウムの輸送容器の着陸と普通の航空機の着陸との間に、安全性の観点から特別の差異を設ける必要がないようにしたいというふうに考えている次第でございす。もちろんこの安全のチェックという事は大事なものでございすから、現在原子力安全委員会におきまして、そういった安全の基準をいかにすべきかというものの検討を始めています次第でございまして、それに基きまして関係行政機関の厳しいチェックを受けるといふ仕組みにならうかと思っております。そういうことで臨みたいというふうに考えておる次第でございす。

○上田(利)委員 アメリカなどの状況を調べてみますと、やはり環境影響調査を行って安全を確認し、これを実施するという民主的な方法をとっておるようございす。そこで、どの空港になるかわかりませんが、こ

も、とにかく、もし飛行機で来れば空港がなければ運んでくることができぬわけにございすから、その場合に、とかく我が国の場合は官製の調査機関と申しますか、政府が調査団を編成して、そこでやるという方法がしばしばとられるように見受けられるのです。この種初めての問題で、これは失敗は絶対に許されなければならぬ、こういうことにならうわけにございす。したがって、そういう環境影響調査などをする場合に、やはり政府とは関係のない独立した純然たる第三者機関による環境影響調査団をつくって、そこで専門的に学者とかいろいろな者を入れて、そして調査をして候補地を決めていく、こういうふうなすべきだと思うのですが、これについてはどうかというのが一つ。

そして、同時にその場合に、関係自治体はもちろんでございすけれども、住民との協議を経て、その同意を前提として実施すべきだ、こう思うのですが、この二点について明確にお答え願いたいと思うのです。

○石塚政府委員 環境影響評価ということにつきまして、規制の立場から御説明させていただきます。放射性物質の航空輸送に関する安全規制、これは航空法に基づいて行われておりまして、運輸省の所管という事が言えるわけにございすので、本件につきましては運輸省の当局で御判断されるというふうに考えておりますが、ただ一般論といたしまして申し上げますと、御質問の御趣旨が、ブルトニウムの航空輸送にかかるといふものうち、ブルトニウムの放射線による悪影響というふうな観点からの話という事でございす。これにつきましては環境への影響、ひいては人々の健康あるいは安全の確保といふものは原子力の安全規制体系の目的そのものでございすので、環境影響評価と殊さら言わなくても、この安全審査の段階におきまして環境の安全は確保されるという事であらうかと思ひます。

○上田(利)委員 ちょっと内容が、そういうことでは安全確保というのではできぬと思います。

例えば三沢空港の場合を見ても、今この三沢空港は、一九七一年からアメリカ海軍あるいは空軍の基地となっておりまして、そして先ほど御答弁がございましたように、附属第五に言う地上管理センターの設置にも好適であるということをやアメリカ側が言っておるわけでございます、アメリカの状況から見ると、そういう中で、三沢空港から二十七キロの地点に今後再処理工場を含むところの核燃料サイクル施設を建設しよう、こういう計画が進められてきておるわけでございます。三沢空港の場合、付近一帯が特別管制区域に指定をされております、これは軍事基地でございますから、従来より新聞にも出ておりますし、いろいろ報道されておりますけれども、誤射、誤爆あるいは軍用機の墜落事故すらも今まで何回かありました。さらに近くに射撃場もあるわけですから、これは本来原子力の施設と共存し得ないものである、こう思うわけでありまして。

この点、日米両国政府は単に核テロからの防護、こういうことだけという中で、利便性を見ながら、そういう利便性のみで三沢空港を選定するということであつたら、これは大変だと思つては、原子力基本法に言う、先ほど申しましたように、まず我が国の原子力利用について、平和利用でなければならぬということと安全を絶対に確保していくということ、そして自主、民主、公開の原則に基づいて、まず住民の生命と健康、財産を守つて国土を保全する、こういう立場から十分審議をしなければならぬと思つて、そうなりますと、三沢については、今の状況から見ると日本のプルトニウムを運んでくる飛行場としては不適格だ。そういう条件が取り除かれればいいのです。アメリカ海軍なり空軍の基地でなくなるという事になればいいのですけれども、これは恐らく今の日米安保条約から見ても無理だと思ふ。そうなりますと、三沢はプルトニウムを運ん

でくるところの飛行場としては不適格だ、こう私自身は思ふのですが、この点どうでございますしうか。

○松井政府委員 本委員会でも前にも御質問がございまして、国内の空港についてまだ私どもは白紙であるというふうにお答え申し上げてございまして、けれども、当然まずそれを決めるには幾つかの条件があるわけでございます、科技庁で考えておりますのは、例えばそういった大型飛行機になるであろうから滑走路も長い方がいいとか、それからやはり管制でございますが、そういったものもやっぱり防止という意味から見たらなるべくそういった飛行機を遠くに離せるような場所、そういう飛行場の方が望ましいとか、幾つかの条件は私ども考えているわけでございますけれども、いずれにしてもこれはまだ私どもの考えているものでございまして、今後この辺につきましても、私どもだけではないで、やはり関係省庁とも十分また御相談していかねばならぬわけでございます。

それからまたさらに、相談するに当たつても、その飛行場を白羽の矢を立てた場合には、空港管理者と申します、国の場合もありますし、都道府県の場合もあります、空の港管理も、空の港管理者ともやはり事前に実態上御相談しなければいけません。そういうことをするために、先ほど先生の御指摘のようなプルトニウムを運ぶ輸送容器はどんなものか、どの程度安全なのか、国とどういふふうな関係で考えているのか、あるいはどういふ飛行機で来るのか、そういうことも全部御相談しなければいけません。そういうことから検討して固めなければいけません。問題でございまして、まだ三沢がどうのこうのという段階ではないわけでございます、先生の御意見としては承つておきますけれども、私どもとしてはまだそれを決める段階にはなくて、白紙の状態であるというふうに御理解いただきたいというふうに考えている次第でございます。

○上田(利)委員 時間の関係上それ以上は申し上げませんけれども、しかし六ヶ所村に核燃料サイクル施設をつくる、そして八百トンぐらいの再処理能力のものをやる、こういう計画がもう現に出ているわけでございますから、そうすれば、使用済み核燃料をフランス、イギリスへ持つていきまして、それを再処理をして我が国へ運んでくる。その場合、今は東海村でございまして、六ヶ所村に核燃料サイクル施設ができるということになりますと非常に便利なんです、三沢からすぐなんです。目と鼻の先なんです、三沢を、考えてみますと、大体日米の間では三沢です。しかしそうすると、今申し上げましたような多くの問題点があつて、これは非常な危険を伴う。今までもいろいろな航空事故その他があるという状況から見ると、安全の面から見ると三沢は条件は最も悪い空港だ、こういうことになるとがゆゑに御質問したわけでございますけれども、局長申されましたようにまだ白紙だということですから、これは別途重視しながら我々として対応していきたい、こう思います。

それはプルトニウムの諸問題に関してでございますけれども、昨年抽出されましたプルトニウム、東海の再処理施設において昨年一年間にどれだけの量の使用済み核燃料が処理されたか、これをまずお聞きしたい、こう思います。

○松井政府委員 動燃事業団が持つております東海村の再処理工場、そこで六十二年間に処理されたウランの量でございますけれども、五十一トンの使用済み燃料を処理してございまして、そこから回収されたプルトニウムでございますけれども、二百九十キログラム・プルトニウム・フィッサイル、つまり核分裂性プルトニウムが二百九十キログラムということでございます。

○上田(利)委員 このプルトニウムの一キログラムの再処理コスト、これは何円ぐらいになりますしうか。それからウラン一キロ当たりのコストは何円になるか、ちょっとこの辺を明確にしてもらいたいと思ふのです。

○松井政府委員 まずプルトニウム一キログラム当たり再処理コストといふとお話でございますが、これは一つの非常に単純な計算ができるわけでございます。

まず最初にその答えから申し上げますと、使用済み燃料一トン当たり動燃事業団は一・八億円の値段を取つております。それで一トンから出てくるプルトニウムの量が、フィッサイルで言つておきますけれども、大体五ないし六キロ。これは燃料をどのくらい燃やしたかによつて量が違ふものから、幅があります。それで非常に単純に割つてしまふと、一キログラムのプルトニウム核分裂のものは三千万円とか、そういうふうな計算になるわけでございます。ただ、これは非常に単純な計算をしたわけでございますけれども、もともと再処理の値段というものは、プルトニウムはもろに価値があるから取り出します。同時に、燃え残つたウランが大部分でございます。天然ウランは大体〇・七%の濃縮でございますけれども、もう少し高い一%前後。その価値もございまして、それから核分裂して出てきたいわゆるフィッショングラドクト、核分裂生成物を取り出します。そういった値段を込みにしての値段でございますから、再処理の値段をプルトニウムの量で割るといふことは少し無理かというふうに思ひますけれども、単純に計算するとそうなるということでございます。

それからもう一点、ウランの方でございます。これも非常に難しいのでございまして、非常に単純に申し上げますと、現在日本の原子力発電所で燃やしているのは軽水炉でございます、一応平均をとつて三%の濃縮ウランというふうに仮定いたします。それで三%の濃縮ウランが一キログラム当たり幾らかというのを計算してみますと、これもいろいろ前提がございまして、つまり、天然ウランの価格を幾らに置るか、それから濃縮

の値段を幾らにするか、それも量によって変わるかもしれないが、そういった幾つかの前提がございませうけれども、単純にそういう計算をしますと、三〇濃縮のウラン一キログラムが約十二万円くらいというふうに見積もられるというふうに考えます。

○上田(利)委員 わかりました。

そうしますと、東海の再処理施設が運転されてから現在まで、どれだけの使用済み核燃料が再処理されたかというのが一つ。また、それによって抽出されたプルトニウムは累積で何キログラムになるか、これをちょっとお聞きしたいと思えます。

○松井政府委員 まず全体の処理した使用済み核燃料の量でございませうけれども、三百七十三トンになります。そこから回収されたプルトニウムの量、核分裂性プルトニウムで申し上げますと、約千八百キログラムということになってございませう。

○上田(利)委員 そうすると、その抽出されましたプルトニウム千八百キログラムはどういうところに使われたのか、その残りはどんなふうになっているか、その点をお尋ねしたいのです。

○松井政府委員 まず抽出されたプルトニウムにつきましましては、動燃事業団がいろいろと使っております。具体的に申し上げますと、まず高速増殖炉の実験炉の「常陽」という炉がございませう。そこで使っております。それから新型転換炉原型炉、「ふげん」という名前でもございませうけれども、そのための燃料にも使っております。あとその他は量的には非常にわずかでございませうけれども、照射試験用の燃料と申し上げますか、いろいろと研究開発用と申し上げますか、そういうものにも使用されてございませう。

それで量を申し上げますと、六十二年度末までに抽出されたプルトニウム全体が千八百キログラム・プルトニウム・フィッサイルでございませうが、そのうちの約二百キログラム・プルトニウム・フィッサイルが「常陽」の燃料として使われて

おります。それから約四百七十キログラムが「ふげん」の燃料として使用されてございませう。そうすると残りがまだ約千六百キログラムございませうけれども、これにつきましては、今申しました「ふげん」「常陽」の燃料にするためにプルトニウムを転換する、あるいは燃料加工施設で加工中であるとか、そういった加工工程ないしは加工用の原材料と申し上げますか、そういう形で存在しておるわけにございませう。

○上田(利)委員 そんなに千六百キログラムも、六割近くも加工用の原材料というふうな形で残しておかなければならぬものでございませうかね。

○松井政府委員 これは当然やはり工場を順調に運営するためにランニングストックとして持つておるわけにございまして、もちろん工場の過程にあるものもございまして、原材料としてまだ持つておるものもございませう。そういったものも含めて千六百キログラム・フィッサイルということになります。

○上田(利)委員 イギリス、フランスへ再処理を委託いたしました返還されたプルトニウム、これは電力会社に所有権があるようではございませうけれども、一キロ当たりの再処理コストは何円になりますか。いわゆる返還プルトニウムでございませう。

それからまた、既に昭和五十九年に海上輸送を行っておりますけれども、この海上輸送費は幾らぐらいかかるのか。海上輸送費の中には護衛費がもちろん含まれておると思うわけですが、いわゆる護衛艦まで我が国へ運搬されたわけにございませう。フランスの国の領海上はフランス軍が護衛をし、公海上へ来ましたら米軍がこの護衛をする、そして日本の領海上に來ましたら海上保安庁が護衛する、こういうようなことが言われておりますけれども、それは事実であるのかどうか、またそれだけの護衛費用はどのようにして負担しておるか、この辺を明らかにしていただきたい、こう思います。

○松井政府委員 まずプルトニウムの値段の話で

ございまして、プルトニウムの価格というのはいわゆる市場があるわけにございませう。それから、そういう意味では随分幅がある。そのときのニーズによって変わってくるわけにございませう。ちなみに申し上げますと、今動燃事業団が、先ほど申しましたように東海再処理工場でプルトニウムを回収しているわけにございませう。それはもともとの所有者は電力の燃料でございませうから、それを買い取ってございませう。それで値段を申し上げますと、現在購入している価格は、一キログラム・プルトニウム・フィッサイル、つまり核分裂性プルトニウム一キロ当たり約一万ドルで買っております。言いかえますと約百三十万円ぐらいになりますか、そういう値段で今動燃は電力から買っております。

それからもう一つの御質問の、五十九年に海外で再処理してできたプルトニウムを晴新丸でもって運んだわけにございませうけれども、そのときの値段につきまして申し上げますと、この海上輸送の費用は、動燃事業団が負担してございませう。それから動燃事業団が負担してございませう。その輸送費用は約五億円というふうに聞いてございませう。それからなお、これは当然電力のプルトニウムを動燃が買って運んだわけにございませうから、そのときのプルトニウムの値段は約十億円というふうに承知しております。

それからもう一つの御指摘の、この輸送に当たってアメリカ、フランスが護衛をしたのではないかと、その費用はどうなっているかということにございませうけれども、これは私もアメリカ、フランスにお願ひしたものでございませう。アメリカ、フランス独自の判断で護衛がなされたというふうに聞いてございませう。したがって、これにつきましては私も護衛の費用の請求は来てございませう。したがって、そういうものは支払っておりませう。

○上田(利)委員 もう時間が来ました。終わります。

○大坪委員長 村山善一君。  
○村山(善)委員 先ほどの質疑のやりとりを聞いています中からちょっと私も疑問に感じた問題がございませうので、その点を初めにただしてまいりたいと思ひます。

国際間のプルトニウムの輸送については動燃が責任を持つて対処するんだということの説明でございませうが、それは一体動燃事業団法のどこでそのようなことが規定をされているのか、いろいろ諸政令や省令等を見てもみませんが、そのことがはっきりいたしませんので、それについての内容の説明を初めにお願いをしたい。

それからなお、日本が英国とフランスに使用済み燃料の再処理を委託をした。その物件はだれのものなのかということが疑問になってまいります。したがって、これが発生源者である電力会社のものであるとするならば、その生産をしたプルトニウムを引き取る責任が日本側にある。これはもちろん契約に基づいてやっているのでしょうが、そのときに電力会社の財産であるものを動燃がかわって引き受けるということもおかしな話だと思ふのでございませう。単なる燃料として使用ができるというプルトニウムもあれば、再生ウランもあることもわかりますが、そのほか、これから輸送されてまいります中に高レベルの廃棄物等があるわけにございませう。そういうようなものは財産として資産価値を持つておるというふうには我々は見ていないわけにございませう。マイナスの要因というものを、また厄介な荷物を頼んだのですから、引き取らなければならぬということでありませう。

そういうようなものを引き取っていくときに、資産勘定は、先ほどプルトニウムの国内生産の価格等については話を聞きましたが、一体そういうようなプルトニウム・フィッサイル分も含めたものとして、トータル的に再処理の問題等を考えたものとして、るのであるのかということについて疑問を感じながら、動燃が現在輸送についての責任を持つておる形、八六年の夏にサンディア研究所で動燃

とアメリカ側の方とPAT3の開発をめぐりまして、アメリカ側がパッテル・コロンバス社ですか、それが開発をしたんだというような記事もございまして、一体動燃はブルトニウムの、フランスとイギリスに委託をしたものについてどれだけの責任と権限があるものであろうかということを初めにたまたした上で、お聞きをしてみたいと思います。

○松井政府委員 先ほどの御質問で私、当面ブルトニウムの輸送は動燃が当たるというふうに申し上げました。それでまず法律の根拠でございまして、動燃事業団法で、その二十三条第一項第一号では「高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発及びこれに必要な研究を行なうこと。」というのがございまして。それから第六号で「核燃料物質及び核原料物質の輸入及び輸出並びに買取り、売渡し及び貸付けを行なうこと。」という規定ぶりもございまして、そういう意味では本件は動燃が行うことも至当ではないかというふうに、私はまず法律の条項の方から考えてございまして。

それからもう一つの財産権の問題かと思えますけれども、御案内のとおり、例えば使用済み燃料、これは当然それその電力会社の所有に係るものでございまして、それを例えばフランスあるいはイギリスの再処理に出すというところで、そこにできたもの、つまりブルトニウム、ウラン、それから廃棄物と申しますか、これもすべて当該電力会社の所有に属するものでございまして。それで動燃事業団は、多分五十九年の晴新九のときにそういうふうにしたわけではございませうけれども、現地でその所有者である電力会社からそのものを買い取りまして、それを運んできた、こういうような仕組みでございまして、まずとりあえず、いづれにしろ日本でブルトニウムのニーズを今一番持つておられますのはやはり動燃事業団でございまして。先ほど申しましたように「常陽」がございまして。それから「ふげん」がございまして。それからさらに高速増殖炉の原型炉の「もんじゅ」を今つくってございまして。そういうふうなものでブルトニ

ウム燃料が必要でございまして、まずそれを動燃事業団が買い取って、それで運ぶというのが極めて常識的な形じゃないかというふうに思っている次第でございまして。

○村山(喜)委員 そこで、電力会社がイギリスとフランスに委託をした使用済み燃料の再処理から生まれ出したブルトニウムの量は幾らになっておりますか。

○松井政府委員 全体といたしまして、イギリスとフランスに再処理を委託している量から見まして二十五トン・ブルトニウム・フィッサイル、つまり核分裂性ブルトニウムが約二十五トンと言ったらよろしいかと思えます。と申しますのは、バーンアップによってその量は大幅変わるものでございまして、約二十五トンというふうに我々大体頭に置いております。

○村山(喜)委員 二十五トンということは二万五千キロというところで、それが返ってくる。日本においても最近、話を聞いておりますと千八百キログラムあります。そのうち今余裕として保管をされているのが千五百キログラムあります。そういう状態の中でこれから九〇年の終わりまでに二万五千キログラムのブルトニウムが返ってくる。

例えば増殖炉の場合、原子力委員会の長期見通しによりまして二十一世紀に入ってから、二〇三〇年ごろではなからうかということが言われております。そういうような大量のブルトニウムを生産をし、そして燃料として保有をしておつても使い道がないのではないですか。そのような状態と、このブルトニウムの管理を必要とするというところから今度の原子炉等規制法の法律が出てきたのではないのですか。そこら辺はどういうふうな判断をされているのですか。

○松井政府委員 比較的長期に見た場合のブルトニウムのニーズの方からちょっと御説明させていただきますか。

日本でブルトニウムを必要とするものにつぎまして申し上げますと、まず動燃事業団の「常陽」という原子炉がございまして。これと「ふげん」、それ

から先ほど申しました「もんじゅ」、これがまず動燃事業団で必要になるわけでございまして。それで、この用途から見ますと、私も来世紀初頭といいますが、約二〇〇〇年に核分裂性ブルトニウムで約十トン必要というふうに計算してございまして。それからもう一つ、先生御案内のとおり、電源開発株式会社青森県の大間の方でATR実証炉というのを計画しておられるわけでございまして、それにつきましては約五トンぐらいが必要というふうに考えてございまして。それから高速増殖炉の実用化をするために動燃の「もんじゅ」、それにつきましてその次に実証炉をつくらうという計画がございまして。実証炉計画については、先ほど申しました年次のレンジで考えますと、約三トンぐらいというふうに考えます。それからあともう一つは、電気事業者が軽水炉でブルトニウムを利用しよう、俗称ブルサマルと称するものでございまして、けれども、それで約二十トンぐらいが予想されるわけでございまして。

したがって、全体として約四十トンぐらいになるというふうに思っています。だから、これから二〇〇〇年あるいは二十世紀初頭ごろまでに大体四十トンぐらいのブルトニウムが必要になるというふうな判断してございまして、先ほど申しました海外再処理で得られたものが約二十五トンでございまして。それから動燃事業団の再処理工場も動燃の六ヶ所村で再処理工場が動きます。そういうもの等でこれを賄っていったらどうだろうかというふうに我々考えている次第でございまして。それが量的な根拠になっております。

○村山(喜)委員 軽水炉型のいわゆる再処理工場というのはフランスのラアグ工場と東海村だけだ、英国の場合には今軽水炉型の再処理は中止している、こういうふうな聞いていますのでございまして、これから海外に対する再処理の委託はいつまで続けていくかと考えているのであろうか、その見通しはどうなっておりますか。

○松井政府委員 軽水炉燃料の再処理につきまし

て一点ばかり御説明させていただきたいと思えますけれども、イギリスは現在軽水炉用の燃料の再処理工場を建設中ではございまして。俗称THORPと言っておりますけれども、それを現在建設してございまして、今の予定では一九九二年に運転開始というふうに聞いてございまして。したがって、イギリス、フランスそれから日本、そういうところは軽水炉燃料の再処理を行っているわけでございまして。

○村山(喜)委員 ガス燃料の再処理は非常に処理のしやすいもので、英国でもフランスでもピュレックス法で処理がされているという話は聞くのですが、これから日本の場合、非常に燃焼効率を上げていくというやうなやり方が進められておるようではございまして、その燃焼度の増大で再処理が非常に難しくなってくる、こういうような技術的な問題が残っているのだというふうに聞いています。その中でございまして、それらの技術上の難問の解消というのはどういうふうな解決をしようとしていらっしゃるのですか。

○松井政府委員 御案内のとおり、動燃の再処理工場が我々いろいろトラブルもございまして。そういうことで経験して、自前の技術という格好で進んできているわけでございまして、さらに今度大型の再処理工場が六ヶ所村で、動燃の技術も大いに活用しながら、基本的にはピュレックス法、フランスのCOGEMAの技術でございましてけれども、それでも進もうということではございまして。先生御指摘のとおり、燃焼度が上がった場合にはそういう少し難しい問題があるということとは承知してございましてけれども、基本的に私どもとしては、そういう今までの技術開発によりまして、この軽水炉燃料の再処理ということは安全に行えるものと理解している次第でございまして。

○村山(喜)委員 我々が聞いていますところでは、燃焼度の増大で超ウラン元素の核種が増大をしていくというやうな、技術上の解決をしなければならぬ問題が多いと聞いておりますが、最近では軽

まず、本委員会で論議されております原子炉等のこの法案の内容と核防条約との関係はどのような位置づけをしておるのかということでございます。というのは、核防条約をつくることによつて国内法の整備をやらなければならないという義務が課せられたと受けとめてよろしいのですか。

○石塚政府委員 今回の改正法と核物質の防護に関する条約への加入との関係につきましては、今回の法改正規定のうち、輸送中の核物質防護に関する責任の移転あるいはそれに関する確認の条項、今回の改正法案の五十九条の三のそういう条項でございまして、あるいは核物質を用いた犯罪の処罰規定、これは改正法案の七十六条の二、こういったものは我が国が核物質の防護に関する条約に加入する上で不可欠な規定でございまして、

さらにそのほか国内施設等の核物質防護措置にかかわる規定につきましては、核物質の防護に関する条約の前文においてその重要性が述べられております。また、昭和五十六年の原子力委員会決定を踏まえまして、今回その内容を法律上明確に位置づけたものというところでございまして、大きく分けましてその二種類がございます。

○村山(憲)委員 国際間の核物質を運搬する、その防護の規定を整備するということと、それを受けての国内法の整備が条約の七条で義務づけられているようにございますが、この条約全体の考え方について、外務省の方が見えておりますので、

日本が今度批准をするということになれば二十  
三カ国目の批准国になるということでございます  
が、日米原子力協定の交渉のさなかに、まだ日本  
は核防条約を批准していないじゃないか、だから  
日米原子力協定を調印するに当たって、プルトニ  
ウム等の使用、管理について日本側に包括的な委

を聞いておりますと、そのことはいないという話でございしますが、外務省の方は、この条約を調印した時点から今日に至るまで随分月日はたつておりますね。それが今の段階で批准を求めてくるということになったのは何か理由があったのですか。

核物質の防護条約につきましては、先生御指摘のとおり、今を去る十年ほど前に政府間会議が開かれまして、そのテキストについて内容が確定したところでございます。そして、このたび我が国が最終的にこれに入ることになったわけでございまして、それまでの間、この条約に基づきまして私どもが負うことになりました義務をいかなる形で担保するかということについて検討をしてきたわけでございます。

最大の問題は、この条約の第七条に基づきまして設けることになります核物質を用いた犯罪の処罰規定をいかなる形で設けるかということでございます。それにつきましては、外国人が外国において行った核物質を用いた犯罪、これもこの条約に基づきまして処罰の対象とするという考え方がございますので、それをいかに担保するかとい

う問題があったわけでございます。これにつきましては、前の通常国会におきまして刑法の四条ノ二という規定が新しくできまして、条約その他の国際約束によって日本の外で行われた犯罪で処罰すべきものとされているものにつきましては、こ

○村山(三)委員 刑法の三条及び四条ノ二によつて国外犯が処罰されるような法律の改正を待つておつて、採択をされたのは昭和五十四年の十月です。それから、十年ぐらひかかつて出してきた。これは今出してきたのはどういふふうな環境が熟したか。国内的な問題は刑事法上の問題だけですか。

○石塚政府委員 秘 先ほども上田先生に御答弁申し上げましたとおりでございますが、ただいま外務省の方からも御説明ありましたとおり、国内法の整備というものをいかに我が国にとって適当な形にまとめていくかということについての検討を進めてきておる、それがこの時点に至りましてようやくその成案を見るに至ったというのが、今回法律の改正案を御提出申し上げた理由でございます。

○村山(書)委員 第六条の秘密の保護とかあるいは要請、国外犯の規定やハイジャック防止、処罰規定は、原子力基本法の中で今まで私たちが進めてきた自主、民主、公開という原則が、これを批准することによって侵されることになり、また、民間の中で今反原発の市民運動等が大変起りつつあるわけですが、そういうような運動等が

これによつて抑圧をされるということになつてくるのではないだろうか。特に、第七條の規定等によりまして未遂の行為とか加担行為等も犯罪として構成要件を持つてきて処罰をするということになつてまいりますと、これはブルトニウム社会の中に國民を閉じ込めてしまうことになるのではないか。物が言えないような状態、國民の知

る權利というものが抑圧をされていく。平和利用のために使った核物質であって、それを国際間の輸送に適用するための条約として、それに一部は国内において適用するところの法制化をやるということでは設けられておりますこの条約が、そういう

**二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百**

○石塚政府委員 原子力の三原則、民主、自主、公開の三原則の意味はどういうことであるか、これにつきましては今さら私がここで申し上げるまでもございませぬので、その御説明は割愛させていただきますけれども、今回原子炉等規制法の体系の中で位置づけようとしたしております核物質の防護は、昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部会の報告書において記載されております、すなわち「核物質の盗取等による不法な移転を防止すること」、それから第二点は、原子力施設や核物質の輸送に対する妨害、破壊行為を防止するといったことを目的としておるものでございませぬ。

そこで、今回の法改正は、民主的な運営のもとに原子力利用を進めるため設けられた原子力委員会、あるいはその原子力委員会の決定を受けて法改正が行われるという性格のものでございます。また、我が国の原子力の活動を取り巻く内外の諸情勢を踏まえまして、我が国が自主的に本改正を行うということであることは当然のことでございます。また、従来から公開の原則の適用に当たりましたは、財産権の保護あるいは核不拡散等の観点から、ノーハウ等の商業機密、あるいは核不拡散上あるいは核物質防護上機微な情報につきましては慎重に対処してきておるところでございます。我が国の原子力の平和利用担保の観点から、核物質防護というものにかかわります機微な情報について不必要な分散を抑制することとでございますので、これはいわゆる公開の原則に

は反しないというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、核物質の防護に關する体制を整備していくに当たりましては、從來どおり基本法第二条の原子力三原則を堅持していくという方針には変わりはないと存じます。先生の御懸念といえますようなものは、私も全くあり得ないというふうに思っている次第でございます。

○中島説明員 この核物質の防護条約は、国際輸送中の核物質について適当な防護の措置というものがとられるようにすることを義務づけることによりまして、国際輸送中の核物質を不法な取得、不法な使用から守るということを目的としております。

それからもう一つは、核物質の盗取等の行為、これを犯罪といたしまして、容疑者が刑事手続を免れることがないように、この条約の締結国に対して、裁判権の設定とか容疑者の引き渡しあるいは当局への付託、こういうことを行うことを義務づけております。

以上のように、この条約におきましては核物質の防護という観点から一定の義務というものが負わされておりますが、今申し上げましたように、この条約の防護という趣旨に照らしまして、私どもはその防護を行うことによって原子力の平和利用が推進されるというふうに考えております。今科学技術庁の方からお話ございましたように、この条約と原子力の平和利用を進めていく上での日本の諸原則といったものは矛盾しない、そういうふうに考えております。

○東條説明員 法務省の所管の關係では罰則部分でございますが、罰則部分は、条約の七条の規定を受けて、それぞれ核物質の不正な操作による危険犯、それから核物質を使用するという脅迫、それから核物質を強取する旨の強要といううな類型を定めたものとどまるわけでございまして、その限りでは先生が御指摘のような御懸念というものは、罰則に關する限り全く当たらないものだと考えております。

○村山(喜)委員 国家権力に近い存在の人たちの立場から問題をとらえる考え方と、核の平和利用というものは否定しないが、それによつてますますブルジョア社会の管理下の中で核の問題について取り組みをしなければならぬ人たちが、あるいは核物質が高速度自動車道等を通りまして運行をされている中で、いつ災害を受けるかも知れないような状態に立たされている人たちが、その立場からいへば、問題の指摘をきちっとしておかないと、核をハイジャックするのだというところから見て、逮捕されたりするようなことになっては大変でございますから、その点から私は物を申し上げていくわけでございます。

古い資料で恐縮ですが、ちょうどここに資料がございます。これは七十九年十一月十四日の読売の記事でございますが、「核燃料輸送車を妨害 名神高速 原発反対の過激派が 京大生ら車四台割り込み 包囲」ということで、非常に大きなセンセーションな見出しで出ておりました。実態は、後でおわびの記事が出ておりますように、そうではなかったのだということがわかったのですが、こういうような「警戒の中を搬入」とかというように形で新核燃料物質がサイトの方に運ばれる、あるいは使用済み核燃料物質を再処理工場まで運んでいく。

先ほどは委託をしたものを外国から引き取るブルジョアの輸送の問題で論議がございました。この前も私は申し上げたのですが、アメリカの場合には、法律によつてそれぞれのセクションの地方公共団体等には連絡をしながらやっております。でございますが、日本の場合には、法律でそのようなことをしないで政令等によつて処置している、省令等によつて規制しているという構えが現在の姿であるようにございまして、このような状態の中で、今度原子炉等規制法が通過して罰則が整備されてまいりますならば、過剰な警備が生まれてくるのではないかと、これを心配している団体もあるわけでありまして、これについては警察庁の方ではどのような考え方に立っている

のか、お伺いしておきたいと思ひます。そこで、先ほど法務省の方からお話がございましたが、今度の罰則規定等見えてまいりますと、どうも刑法の改正案の中では処理ができない危険犯等を取り上げて、この特別法の中で法律の規制をやっているのではないかと。例えば、そのほか財産の建造物の破壊等につきましては、刑法の場合には建造物は五年でございしますが原子炉の場合には十年とか、そして刑法にはないような未遂罪の問題につきまして、非常に厳しく対象を考へながら処理しているとかいうような問題がございします。これらの罰則の規定は一体どこを基準にしてこのような法律規制をしようとしているのか、この点について明らかにしてもらいたいのであります。

○石塚政府委員 アメリカにおいては輸送の都度地方の自治体に連絡をしていっているのではないかと、先ほど先生の御指摘がございましたので、この件につきましてまず私からちょっと御説明をさせていただきます。

米国におきましては、州をまたがって高レベル放射性廃棄物を輸送する場合、これはNRCの許可を必要とするという内容をとする核廃棄物の輸送法というものが、昨年の三月に米国の下院の公共事業・運輸委員会等に下院議員のガンダーソンという方から提出された。あるいはまたそれ以前にもそれ以後についても、同様の法案がいろいろな議員から上下両院で提案されたことにつきまして承知いたしておりますが、米國議會のことでもございしますし、また法律として成立したわけでもございしませんので、そういった地方自治体への連絡義務というものがつきましては、私も内容についてはよく承知をいたしております。○太田説明員 警察といたしましては、核物質奪取等の不法事案あるいはその輸送時の事故等、これを未然に防止いたしますため、そのときどきの警備情勢等に應じ、必要な警察措置を講じているところでありまして、今後とも適正な警備に努めてまいりたいと考えております。

○緒方政府委員 局長並びに警察の方から御答弁がございましたが、若干先生の御指摘の点に補足的にお答えをさせていただきます。

第一に、そもそも罰則をこの法律の改正案の中に入れたのはいかなることであるかということでございますが、これは御指摘のとおり、条約の第七条を履行するため、かつそれに必要限度において規定を取り入れたということにとどまっております。それ以上のものでもそれ以下のものでもございしません。

それから、先生御指摘の点で、特に七十六条の二の危険犯について構成要件があまりいまいで、運用いかにしては何か非常に抑圧的に使われる危険性があるのではないかと、御指摘ではないかと思ひますが、七十六条の二の危険犯、言葉では俗に危険犯と申しておりますが、これは構成要件がはっきりしているわけでございまして、要するに、特定核燃料物質をみだりに取り扱うということが第一の要素、したがって、適法に扱う場合には対象になりません。それから、特定核燃料物質の核分裂反応あるいは放射線を発散させるというところ、そういうことを行うという認識かつ認容していることが二番目でございます。それから三番目には、それによつて人の生命、身体または財産に危険を生ぜしめようという認識と認容が必要でございします。こういう三つの要件から成り立っているわけでございまして、このいずれを欠きましても本罪は成立しないわけでございしますから、これを乱用するといふような危険性はおよそ考えられないのではないかと考えております。

それから、刑罰の重さについてお話がございました。量刑の問題については法務省からあるいはお答えをいたしたのがよろしいのかも知れませんが、危険犯、これは七十六条の二は十年以下の懲役という罰にございしますが、本条はいわゆる公共危険罪の性質を持つものでございまして、同じような性格のものであります放射線障害防止法の五十一条の危険犯と同じ量刑、これも十年以

下の懲役ということになっておりますが、同じ懲役になっております。また、国内で類似の危険犯でございます火炎びん処罰法の第二条の危険犯というのは七年以下の懲役ということになっておりますが、放射性物質である特定核燃料物質と火炎瓶とを比べた場合に、潜在的危険性が非常に高いわけでございますし、危険の範囲も非常に広範囲に及ぶということから、こういう点でも量刑は一応相当なものではないかというふうに考えているわけでございます。

七十六条の三の脅迫罪、三年以下の懲役ということになっておりますが、これも特定核燃料物質の危険性を利用した加害行為を内容とする脅迫でございます。単に人の意思決定であるとか行動の自由を奪うということにとどまりませんで、こういう脅迫が行われますと、特定核燃料物質が持つております潜在的危険性のために大変広く社会的な不安というものも生ずるおそれがあるわけでございます。その意味で刑法の脅迫罪の特殊類型、加重類型として規定しているわけでございます。同じような行政法で加重類型をとっておりますものに、例えば商品取引所法、証券取引法等がございますが、これも三年ということになっております。それらの法律間のバランスはそれなりによく吟味してやっていると考えております。

○村山(喜)委員 時間がありませんので後の説明はよろしゅうございますが、私は長官に最後に、どうも今回出されたこの法律でも、あるいは先々国会でございませうか、原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律でも政令委任、非常に政令、総理府令、通産省令で定めるということになつておりまして、動燃事業団でも、あるいは製錬事業所でも加工事業所でも原子力発電所でも、あるいは再処理工場でも廃棄事業所でもそうでございますが、その内容が示されないで法律の審議をやるということであつては、これは十分な審議が尽くされたとは思われないのでございます。私は委員長にも要請をしておきたいのでございますが、本委員会に提出をされました法案は、今国会にお

いてはこの規制法が一つであるようでございます。したがって、この核物質防護規定の許可基準でもあるいは核物質防護管理者の選任基準でも同じようなことが言えると思ひますので、少なくとも政省令の要綱ぐらゐは法案の審議の段階で提出を願ひまして、それまで含めた形で論議が行われるように取り計らいをしていただきたいという事を委員長には要請を申し上げると同時に、当局の方ではその準備ができるかできないかお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○石塚政府委員 本改正案を受けましての政省令につきましては、現在科学技術庁におきましていろいろと検討中でございます。もちろん最終的な案につきましては、いろいろと関係するところとの調整も必要となりますけれども、当庁で現在検討中のものにつきましては、先生に御提出できると思ひます。

○大坪委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○大坪委員長 速記を起こして。

次回は、来る十四日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四十三分散會